

## ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除の改正

「ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除」が改正され、今まで『寡婦特別』『寡夫』として2つに分類されていた区分を、『ひとり親』という区分に統合し、「本人が男性の場合」の控除額が8万円引き上げられ、「本人が女性の場合」と同額になりました。

### ○ 改正後

種別	適用条件	控除額
寡婦	(1)夫と離婚後に婚姻をしていない	27万円
	(2)子以外の扶養親族がいる	
	(3)合計所得金額が500万円以下	
	(4)事実婚なし	
ひとり親	(1)夫と死別後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない	35万円
	(2)合計所得金額が500万円以下	
	(3)事実婚なし	
	(4)事実婚なし	
ひとり親	(1)婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない	35万円
	(2)生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる	
	(3)合計所得金額が500万円以下	
	(4)事実婚なし	

### ○ 改正前

種別	適用条件	控除額
寡婦一般	(1)夫と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない	27万円
	(2)扶養親族がいる又は生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる	
	(1)夫と死別後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない	
	(2)合計所得金額が500万円以下	
寡婦特別	(1)夫と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない	35万円
	(2)扶養親族である子がいる	
	(3)合計所得金額が500万円以下	
寡夫	(1)妻と死別、離婚後に婚姻をしていない、又は妻の生死が明らかでない	27万円
	(2)生計を一にする子（総所得金額等が38万円以下）がいる	
	(3)合計所得金額が500万円以下	

## 被扶養親族等の所得要件の改正

被扶養親族等の所得要件が改正され、「同一生計配偶者」、「扶養親族」、「源泉控除対象配偶者」、「配偶者特別控除の対象となる配偶者」及び「勤労学生」の合計所得金額要件が、次表のとおりそれぞれ10万円引き上げられました。

被扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者※	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

※ 配偶者特別控除の算定基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

## 所得金額調整控除が創設されました

### ○子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与収入金額が850万円を超える所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

- (1) 適用対象者  イ 本人が特別障害者に該当  年齢23歳未満の扶養親族を有する  
 ハ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$(2) \text{ 所得金額調整控除額} = \{ \text{給与等収入金額(最高1,000万円)} - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

### ○給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(1)に該当する方の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

- (1) 適用対象者 その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得金額がある所得者で、その合計額が10万円を超える方

$$(2) \text{ 所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円)} + \text{公的年金等の雑所得金額(最高10万円)} - 10 \text{万円} \}$$

※ 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。

今年も、各地区にて所得税・町道民税の申告受付窓口を設けます。次のページに日程表を掲載しておりますので、ご確認下さい。

